

○羽幌町住宅改修促進補助金交付要綱

令和6年3月25日訓令第3号

改正

令和7年2月26日訓令第4号

羽幌町住宅改修促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の改修を促進することにより、快適で良好な住環境の整備、街並景観の向上及び町内建設産業の振興及び雇用の安定を図るため、羽幌町住宅改修促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、羽幌町補助金等交付規則（平成11年羽幌町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する部分（以下「居住部分」という。）を有する建物をいう。ただし、居住部分と非居住部分とが結合されている建物については、そのうちの居住部分のみをいう。
- (2) 改修工事 住宅の増築、改築、修繕及び模様替えのうち、別表に掲げる工事をいう。
- (3) 町内建設業者 町内に主たる事業所、営業所等を有し、建設業を営む法人又は個人事業主であつて、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを業としている者で、かつ、次条に規定する資格登録をしているものをいう。

(町内建設業者の資格登録)

第3条 前条第3号に規定する町内建設業者の資格登録をしようとする者は、羽幌町住宅改修促進補助事業資格登録申込書兼資格登録変更・廃止届（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の資格登録の有効期間は、資格登録の日から令和9年3月31日までとする。

3 資格登録の登録事項に変更があったとき又は資格登録を廃止するときは、第1項の手続の例により町長に届け出なければならない。

(補助の内容)

第4条 町長は、改修工事に係る費用の一部を補助するため、毎年度予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、同一世帯について令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間のうちで1回限りとする。

(補助対象となる改修工事)

第5条 補助金の交付対象となる改修工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第3条に規定する町内建設業者が自ら行う改修工事で、申請年度の3月10日までに工事が完了し、かつ、第15条に規定する期日までに完了届出ができるもの

(2) 改修工事に要する費用が100万円以上のもの

2 前項第2号に規定する改修工事に要する費用には、次の各号に掲げる費用等は含まないものとする。

(1) 設計費

(2) 敷地整備費

(3) 外構工事費(通路、舗装、植栽、庭園、塀、フェンス、車庫、物置等)

(4) 住宅と当該住宅以外の部分をあわせた改修工事の場合は、当該住宅以外の部分の床面積(当該改修工事に係る床面積に限る。以下同じ。)を当該住宅部分の床面積(当該改修工事に係る床面積に限る。)と当該住宅以外の部分の床面積の合計で除して得た割合に、当該改修工事に要する費用を乗じて得た額

(5) 家電製品、家具等の購入費

(6) 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税

(7) 羽幌町水洗便所改造等補助金条例(平成14年羽幌町条例第3号)の規定に基づき、補助金の交付を受けたとき及び羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例(平成14年羽幌町条例第4号)の規定に基づき、資金の融資を受けたときは、当該工事に要した費用の額

(8) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成14年羽幌町訓令第9号)の規定に基づき、補助金の交付を受けたときは、当該工事に要した費用の額

(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づき、町長が定める日常生活上の便宜を図るための居住生活動作補助用具の設置に伴う住宅の改修費について、本町が行う制度により当該改修費の給付を受けたときは、当該住宅改修に要した費用の額

(10) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の給付を受けたときは、当該住宅改修に要した費用の額

(11) その他改修工事を行うに当たり、町その他の地方公共団体又は国から補助又は補償等を受けたときは、当該工事に要した費用の額

(補助金の交付対象者)

第6条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条第1項に規定する改修工事を行う者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民票に記載されている者

(2) 改修工事を行う住宅の所有者又はその3親等以内の親族であつて、かつ、補助対象となる住宅に現に居住している者

(3) 町税その他町の税外収入に滞納がない者

(4) 申請年度において、羽幌町空き家対策補助金交付要綱（平成28年羽幌町訓令第14号）第3条第1号に規定する補助金の交付決定を受けていないこと。

(5) 申請者本人及び同一世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の目的の達成に支障が生じると町長が認める者は、補助対象者としなないことができる。

(補助対象となる住宅)

第7条 補助金の交付対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 戸建住宅

(2) 長屋建ての住宅（ただし、居住の用に供する専有部分を交付対象とする。）

(3) 併用住宅（居住部分のみ交付対象とする。）

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、20万円とする。

(補助金交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ羽幌町住宅改修促進補助金交付申請書兼同意書・誓約書（別記様式第2号）に次の書類を添えて提出し、必要な審査を受けなければならない。

(1) 市町村税の納税証明書（本町以外において課税されている場合に限る。）

(2) 改修工事を行おうとする住宅の所有者が明らかとなる書類（登記事項証明書等）

(3) 親族関係が明らかとなる書類（補助対象者が住宅の所有者でない場合、戸籍事項証明書等）

(4) 改修工事の内容及び改修工事に要する費用の積算基礎が明らかとなる書類（工事設計書等）

(5) 写真（改修工事の施工前の状況を撮影したもの）

(6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の申請受付期間）

第10条 前条の補助金交付申請の受付期間は、町長が別に定める期間とする。

（補助金の交付決定等）

第11条 町長は、第9条の規定による補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、現地を確認の上、補助金の交付の可否を決定し、羽幌町住宅改修促進補助金交付決定・却下通知書（別記様式第3号）により補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者が当該申請の内容を変更するときは、速やかに羽幌町住宅改修促進補助金事業変更承認申請書（別記様式第4号）を町長に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、改修工事の内容や費用に大幅な変更を生じない程度のものをいう。

3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の変更について、羽幌町住宅改修促進補助金内容変更通知書（別記様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第13条 第11条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者が事業を中止又は廃止するときは、速やかに羽幌町住宅改修促進補助金事業中止・廃止承認申請書（別記様式第6号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の中止又は廃止について、羽幌町住宅改修促進補助金事業中止・廃止承認通知書（別記様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（契約書等の提出）

第14条 補助対象者は、第11条の規定により補助金の交付の決定を受けた日から14日以内に改修工事に係る工事請負契約書又は請書（補助金の交付の決定を受けた日以後に補助対象者と町内建設業者との間で締結されたもの）の写しを町長に提出しなければならない。

(完了の届出)

第15条 補助対象者は、補助事業が完了した日から30日以内又は申請年度の3月20日のいずれか早い日までに、羽幌町住宅改修促進補助金事業完了届（別記様式第8号）に次の書類を添えて、町長に届け出なければならない。

- (1) 工事の施工結果が分かる写真（改修工事の施工中及び施工後のそれぞれの状況を撮影したもの）
- (2) 領収書等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(完了検査)

第16条 町長は、前条の規定に基づく完了の届出を受けたときは、当該届出を受けた日から14日以内又は当該届出を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに当該補助事業について指定した職員に実地検査をさせ、当該届出に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 前項の完了検査をしたときは、羽幌町住宅改修促進補助金事業完了検査調書（別記様式第9号）を作成しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 町長は、前条に規定する完了検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、羽幌町住宅改修促進補助金確定通知書（別記様式第10号）により交付額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第18条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに町長に対し羽幌町住宅改修促進補助金請求書（別記様式第11号）により補助金の請求を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、正当な請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、当該取消しを受ける補助対象者に対し、羽幌町住宅改修促進補助金交付決定取消通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、羽幌町住宅改修促進補助金返還命令通知書（別記様式第13号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の返還に係る違約金等）

第21条 前条の規定による処分に係る補助金等の取扱いについては、羽幌町補助金等交付規則第19条の規定を準用する。

（免責）

第22条 補助対象者と町内建設業者その他第三者との間で生じる紛争又は損害について、町は一切の責任を負わないものとする。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この訓令の規定に基づく資格登録申込受付その他の準備行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

（効力の失効）

3 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び別記様式の改正規定（別記様式第1号に係る部分に限る。）は、令和7年2月26日から施行する。

（改正前の訓令の規定により資格登録を受けている者の取扱い）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の第3条の規定により資格登録を受けている者は、改正後の第3条の規定により資格登録を受けた者とみなす。

(改正前の訓令の規定により補助金の交付を受けている世帯の取扱い)

- 3 この訓令の施行の日前に補助金の交付を受けている世帯は、この訓令の施行の日から令和9年3月31日までの期間において補助金を受けることはできないものとする。

(準備行為)

- 4 この訓令を施行するため必要な準備行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

別表 (第2条関係)

区分	改修工事の内容
増築工事	既存の住宅部分の存しない箇所に、住宅部分の床面積を増床する工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の床面積を増床させる工事
改築工事	既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事
修繕及び模様替え工事	<p>1 住宅の耐久性を高めるための工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高めるために必要な工事</p> <p>2 住宅の安全上又は防災上必要な工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱、はり等について有効な補強を行う工事</p> <p>(3) 筋かい、火打ち等による補強工事</p> <p>(4) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事</p> <p>(5) 屋根を不燃材料でふき替える等の工事</p> <p>(6) 避難設備、防火設備及び換気設備の工事</p> <p>(7) その他安全上又は防災上必要な工事</p> <p>3 住宅の居住性を良好にするための工事又は住宅の衛生上必要な工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(2) 開口部等を設ける工事</p> <p>(3) 台所、浴室又は便所を改良する工事</p>

- (4) 建具の取替え等の工事
- (5) 壁紙の張替え工事
- (6) 断熱構造化工事及び遮音工事
- (7) その他居住性を良好にするため、又は住宅の衛生上必要な工事

4 住宅の環境性能を良好にする工事で、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 太陽光発電施設を設置する工事
- (2) 高効率給湯器を設置する工事
- (3) オール電化工事
- (4) その他環境性能を良好にするために必要な工事